

東久留米市立中央児童館の今後の運営方法について（方針）

平成27年3月に「財政健全経営に関する基本方針」を策定し、同年8月には基本方針の具体的な行動計画である実行プランを策定する中で、将来にわたり持続可能な市政運営に向けて、民間活力の導入による行政サービスの維持向上を図り、多様な行政需要に対応し得る行政運営に取り組む考え方を示しております。こうした中、市立中央児童館（以下、「中央児童館」という。）においても、東久留米市立中央児童館の運営方法に関する検討委員会を設置し、1）サービス、2）運営経費（コスト）、3）役割、4）今後の市の児童館運営の4点を中心に検討を行い、これを市の方針（案）として、パブリックコメントを実施しました。こうした経過を踏まえ、「東久留米市立中央児童館の今後の運営方法について（方針）」は以下のとおりとし、次世代を担う子ども達の健やかな成長を支援し、乳幼児から中学・高校生年代まで幅広く利用できる施設として、今後も利用者にとり添った運営を継続するよう取り組みを進めてまいります。

I. 今後の中央児童館の運営方法

下記の理由により、今後の中央児童館の運営方法については指定管理者制度とする。また、導入時期については平成31年1月とする。

（理由）

- ①指定管理者制度を導入することで、民間事業者のノウハウを活用した新たな行事や利用者の満足度が向上するような新しい児童館運営やサービスの提供が期待できる。
- ②児童館の運営経費（コスト）を一定に抑えた上で、早期に中央児童館の利用者が希望している「開館時間の延長」や「日曜日及び祝日の開館」等のサービスの向上を図ることができる。
- ③民間事業者の柔軟な発想により、多様化する利用者のニーズに応じた児童館運営が期待できる。

1. 指定管理者制度導入の際の留意点

指定管理者制度を導入するにあたっては、下記の点に留意する。

（指定管理者制度導入時）

- ①中央児童館が担ってきた役割は、市を中心に市内4児童館と連携しながら担うこと。
- ②平成31年1月に指定管理者制度を導入する場合、新児童館の開設、滝山児童館の閉館業務及び中央児童館の引継ぎ業務などが短期間で重複して発生するため、適切なスケジュールの設定と業務の執行体制を確保していくことが必要であること。ま

た、中央児童館の引継ぎには、業務や施設管理の引継ぎの他に、要保護児童等に関する引継ぎも必要であるため、利用者がある状態での現在の中央児童館の職員からの引継ぎが必要となり、一定の期間を要すること。

- ③利用者との関係構築や、ボランティア及び関連団体との連携は重要であり、その関係づくりに努めること。
- ④中央児童館の施設整備及び空調機改修工事を行う場合、閉館期間が発生する。そのため、閉館期間が長期間に及ばないように、利用者に配慮していくこと。

(指定管理者制度導入後)

- ⑤現在、市内の4児童館では児童館アンケート調査や地域懇談会(市民・児童館職員・市の3者が児童館運営の意見交換を行う)を通じて、市民ニーズ及び社会情勢の把握を行っている。指定管理者制度導入後は、より充実した児童館運営を図るため、児童館アンケート調査や地域懇談会などの取り組みを更に推進すること。
- ⑥定期協議や児童館運営連絡会を通じて、市と指定管理者が指定管理児童館の管理運営について、情報共有に努めること。

2. 指定管理者制度導入に向けた対応

(指定管理者制度導入時)

- ①中央児童館に指定管理者制度を導入する場合は、中央児童館が担ってきた役割を市を中心に市内4児童館と連携しながら担うことになるため、下記のとおり、対応していく。
 - (1)「中央児童館から各児童館への助言を行う」という役割については、運営マニュアルを充実させることで、今後も利用者に寄り添った児童館運営を図っていく。
 - (2)「中央児童館が各児童館と情報交換(要保護児童に関する情報を含む)を行う」という役割については、市と市内4児童館で要保護児童に関する情報を共有し、新たなネットワークを構築し、専門機関等と連携を図っていく。
- ②平成31年1月の指定管理者制度の導入業務、新児童館の開設業務、滝山児童館の閉館業務及び中央児童館の引継ぎ業務等、業務が重なるため、適切なスケジュール設定と業務の執行体制を構築していく。
- ③中央児童館の指定管理者制度導入に伴う引継ぎの際は、一定の引継ぎ期間を設けて、利用者やボランティア及び関係団体について、適切に指定管理者へ引継ぎを行っていく。
- ④閉館期間も短縮するために中央児童館の施設整備と空調機改修工事を併せて実施していく。

(指定管理者制度導入後)

- ⑤指定管理者制度導入後は新たな運営体制を踏まえ、市民・指定管理者・市の3者の連携を更に推進し、利用者のニーズや社会情勢に応じた児童館運営を行っていく。
- ⑥定期協議や児童館運営連絡会の他に、定期的に市が指定管理児童館を訪問し、指定管理児童館の管理運営状況を把握し、指定管理児童館職員と情報共有を図っていく。

II. 指定管理者の公募及び選定

中央児童館の指定管理者の公募及び選定については、平成29年度中に平成30年4月開館を予定している新児童館と一括して行う。

・添付資料

「東久留米市立中央児童館の運営方法に関する検討委員会報告書」(東久留米市立中央児童館の運営方法に関する検討委員会)

平成29年2月